

## 特定技能2号実務要件の入力方法

受験者登録の際、試験業種で2号を選択すると自動的に特定技能2号実務要件の入力画面が出てきます。

Ver.260331

	入力項目	入力の仕方	留意点・入力上の注意	補足
1	受験者情報	名前、生年月日、在留資格、申請日、国籍、試験業種、雇用状況は既入力データから自動入力されます。特定技能1号分野は選択して下さい。		
2	特定技能1号として初めて上陸許可または在留資格変更の許可を受けた日	日本に来て初めて特定技能1号(特定技能1号の在留資格取得のための特定活動を含む)の在留資格を得た日付を入力	在留カードに記載はないので、 <b>受験者本人に日付を確認して入力</b> して下さい	
3	役職(実務経験1,2,3共通)	実務経験を行った際の役職名を入力。管理/指導業務の実務経験中、 <b>役職がない人は「役職なし」にチェックを入れます。その場合、業務指示書または賃金台帳の添付が必要です。</b>	①役職が御社独自呼称の場合の書き方：(例)役職名が補助者の場合「補助者は当社で管理業務を行う役職者名です」と入力下さい。 ②役職が無い人・空欄の人の必要書類：管理業務従事に対する報酬が分かる給与台帳(報酬項目にマーカーで色付。基本給に含むは無効)または業務指示書を任意資料添付欄に付けて下さい。(業務指示書：日付、従業員(受験希望者)名、従事させる管理指導業務内容、指示した人(受験希望者の上長)の役職、名前、記載したもの)	OTAFFのホームページに業務指示書フォーマット例をアップしてあります。
4	実務経験開始日(実務経験1,2,3共通)	各会社で管理指導業務を開始した日を入力	①一般的にこの日付は、特定技能1号の在留資格を取得した日付以降です。 ②2項以前の日付の場合、実務経験開始日～初めて特定技能1号の在留資格を得た日の間の在留資格を確認します。	
5	実務経験終了日(実務経験1,2,3共通)	各会社で管理指導業務を終了した日付を入力。 実務経験を「継続中」を選択すると今日の日付で実務経験期間が自動計算されます。「いいえ」を選択した場合、日付を入力して下さい。	①入力できるのは、受験者登録申請日までです。 ②入力後、合計の判定サマリ欄の累計期間が2年以上必要です	
6	実務経験期間に、就労不可の在留資格期間が含まれていないこと	実務経験期間内の在留資格に技能実習、留学、文化活動、短期滞在、研修、家族帯同がないことを確認し、チェックを入れる( <b>チェック必須です</b> )	①チェックが無い場合、申請を受理できません。 ②在留資格が技能実習、留学、文化活動、短期滞在、研修、家族帯同の期間中は実務経験期間に算入できません。	
7	管理/指導している人数(会社A,B,C同じ)	受験希望者が管理/指導している人数を入力。	2名以上であることが必要	
8	管理業務/指導業務(会社A,B,C同じ)	<b>業務(大項目)を選択後、業務(中項目)を選択肢から選択。必要な数などは右項を参照</b> <b>既に選択した業務が下の選択中に表示されます。</b>	① <b>飲食料品製造業</b> ：中項目から2つ以上の管理業務経験が必要(同一の大項目から2つ以上の中項目でも可) ② <b>外食業</b> ：外食業：大項目で店舗管理から1つ以上の中項目の管理業務経験が必要、に加え、大項目で店舗管理業務以外の中項目から1つ以上の管理業務経験が必要→計中項目で2個以上の管理業務経験が必要	
9	会社名(実務経験1,2,3)	複数社で実務経験がある場合は、右上の「 <b>行追加</b> 」から実務経験1と同様に入力して下さい	<b>勤務が古い順に1,2,3に入力</b>	
10	要件判定サマリ① 累計期間	自動計算(入力した会社の実務経験期間の合計期間が自動表示)	<b>2年以上であることが必要</b> です。2年未満の場合、2年以上になってから受験者登録をして下さい。	
11	要件判定サマリ② 判定結果 要件充足 登録不可	判定結果 要件充足：入力OKです、次へ進めます 登録不可：入力エラーがあります。 未達理由を確認し、エラーを解消して下さい。		
12	会社名(事業者名)	14項の証明者が所属する会社名を入力。 <b>グループ登録(欄外*)</b> 済で、企業マイページで登録した会社名と違う場合、登録企業名と事業者名がことなる理由に「登録会社名は〇〇〇[〇は会社登録社名]ですと入力)		
13	会社(事業者)住所	15項の証明者の会社住所を入力		
14	証明者 役職・氏名	この実務要件を入力した人の、所属、役職、氏名を入力	役職で無い方でも結構ですが、対外的に対応がとれる方としてください。	
15	連絡先 電話、e-mail	この実務要件を入力した人の、電話番号、メールアドレスを入力		
16	証明書作成日	自動入力		
17	誓約	入力内容及び添付資料が事実と相違ないことを確認し、チェックして下さい		

\***グループ登録**とは、グループ企業やホールディング導入企業で、グループ内の1社がグループ全体の採用活動を行っている場合、代表社1社が企業マイページを登録すれば、グループ全体の受験者を登録・管理できる制度。OTAFFへの事前連絡が必要。